

スピリットアート作品の利用希望申込みについて

※ 企業等が、入選作品を使ってTシャツやカレンダー、雑貨等を制作することや、展示することを希望する場合、作者の許可を得ずに勝手に利用することはできません。

このため、企業等が作者に利用申込みを伝えられるように利用内容のわかる資料（以下、「利用希望申込書」という。）を渡せる仕組みにします。

- ① 企業等が、入選作品を利用した商品開発を行うなどのために作品の利用を希望する場合は、利用希望申込書を提出します。作者が、作品の利用希望申込書を受け取る意向がある場合には、出品目録（申し込み）用紙の「利用希望申込書を受け取る」を選び、利用希望申込書の受け取り対応者（施設の方又はご家族など）を記入してください。なお、企業等が、作品を利用する場合には、作者にその費用を求めることを禁じます。
- ② 企業等は、作品の利用を希望する場合は、アドバイザーに利用料や契約に関することを相談して、利用希望申込書に記載します。また、アドバイザーに相談しない企業等の利用希望申込書は、受け付けません。
- ③ 企業等の作品の利用希望申込書は、搬出日に作品と一緒にお渡しします。対応者は、利用希望内容を確認し、利用内容を承諾する場合には、企業等に連絡をお願いします。ただし、利用を承諾しない場合は、連絡する必要はありません。ただし、作品の利用に関しては、企業等と作者個人の契約となりますので、主催者は一切責任を負いません。
- ④ 実行委員会は、企業等と作者に対して、作品の利用の状況を別途確認します。